

## 申告日程

期日	行政区
2月16日 困	南田代1・2・3・4、水源
2月17日 罫	東上野上・中・下、滝園、木の末、向山、松の生、吹野
2月19日 回	休日申告(行政区指定なし)
2月20日 罫	町、田畑、五ヶ瀬、馬立、粒麦、有水、大内、藤木
2月21日 罫	上田代、牧の原、玉来、下山、中野、木戸屋
2月22日 罫	1・2・3・4・5丁目
2月23日 罫	中・下辺田見、下荒瀬
2月24日 罫	下高野
2月26日 回	休日申告(行政区指定なし)
2月27日 罫	西木倉、河内
2月28日 罫	足水、小路、落合、浄光寺、片志和、北木倉
2月29日 罫	陣、万ヶ瀬
3月1日 罫	小坂、増見鶴、間所
3月2日 罫	小川野、椎の尾、釜出、八勢、餅畑、古閑迫、古閑原、茶屋本、日向
3月5日 罫	甘木、秋只
3月6日 罫	6丁目、牛ヶ瀬1区
3月7日 罫	瓜山、上辺田見
3月8日 罫	上高野、高山、浅の藪
3月9日 罫	玉虫、上・下梅木
3月12日 罫	桜町、今城、横野、田迎、竹の迫、川内田、下鶴
3月13日 罫	西往還、南木倉、宗心原
3月14日 罫	上荒瀬、牛ヶ瀬2区、上・下迎町、旭町
3月15日 罫	申告予備日

※2月27日罫～3月2日罫は、役場に税理士が来庁して、申告の対応をします。株や土地の譲渡収入がある人は、この日をご利用ください。また、2月19日回・26日回の日申告は、平日に来られない人のための開設日です。

▽給与以外に収入があった人  
 年途中で仕事を退職して、再就職していない人  
 無収入の人

**事業所得の申告方法**  
 営業、農業、不動産などの事業所得は、すべて収支計算での申告となります。収支内訳書を作成して、収入金額や必要経費などの分かる書類、領収書をお持ちください。収支内訳書の未作成は、順番待ちの人に迷惑となりますので、必ず作成をお願いします。必ず申告

確定申告書を熊本東税務署に提出する人  
 給与所得者で年末調整が済んでいて、ほかに所得がない人

**申告の必要がない人**  
 してください。

**税務署へご確認ください**  
 株や土地の譲渡、住宅借入金等特別控除、医療費控除の申告をされる人は、事前に税務署窓口や電話で十分に説明を聞いてください。申告の際は、資料を整理してからお持ちください。



税務課課税係  
山下史紘 主事

**申告で税金や料金を計算  
非課税収入も必ず報告を**

今年も申告相談がいよいよ始まります。申告は、御船町に住民票のある人が、平成23年中の収入を町へ報告するものです。この報告を基に、平成24年度の税金や料金などを計算します。そのため、収入が無かった人や、遺族年金、障害年金、失業保険など非課税収入の人も、必ず申告をお願いします。収入が正しく分らないと、税金や料金が高くなる場合があります。申告は期限が近づくと、会場は大変混み合って、待ち時間が長くなります。余裕を持って申告準備を済ませてから、指定された日にお越しください。

# 申告相談

問 税務課課税係 ☎282-1114



期間 **2月16日[木]～3月15日[木]**  
 時間 **【午前の部】9時～12時 【午後の部】13時～15時30分**  
※受付時間は、午前の部が8時30分～11時まで。午後の部は15時30分までとなります。  
 場所 **役場3階大会議室**

## 税の制度ここが変わります

<p><b>年金収入は申告不要</b>                  厚生年金、共済年金や国民年金などの公的年金受給者で次の要件をすべて満たす人は、税務署へ確定申告書の提出は不要です。                  ①収入合計が400万円以下                  ②報酬や謝金などの雑所得以外の所得金額が20万円以下                  ただし、役場への町県民税申告は必要です。ご注意ください。</p>	<p><b>扶養控除額が改正に</b>                  町県民税の扶養控除額が変わります。ただし、同居者で特別障害のある人は障害者控除へと加算されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少扶養控除(16歳未満)</td> <td>33万円</td> <td>0万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養控除(16～19歳未満)</td> <td>45万円</td> <td>33万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除	変更前	変更後	年少扶養控除(16歳未満)	33万円	0万円	特定扶養控除(16～19歳未満)	45万円	33万円	<p><b>還付申告が1月から受付</b>                  1月から、所得税の払い戻しを受ける還付の確定申告が、各税務署へ提出できます。なお、所得税、贈与税、消費税の確定申告期間は、2月16日困から3月15日困の、9時から16時まで。休日申告は、2月19日回・26日回に行います。                  ▼問い合わせ                  熊本東税務署 ☎369-5566</p>
控除	変更前	変更後									
年少扶養控除(16歳未満)	33万円	0万円									
特定扶養控除(16～19歳未満)	45万円	33万円									

## 申告に必要なもの

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <p>①印かん<br/>                 ②給与や年金の収入がある人<br/>                 →源泉徴収票<br/>                 ③営業、農業や不動産の収入がある人<br/>                 →収支内訳書<br/>                 ④生命保険料や地震保険料の控除がある人<br/>                 →支払保険料の控除証明書</p> | <p>⑤障害者控除を受ける人<br/>                 →▽障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳▽障害者控除対象者認定書(認定書は介護保険係で発行。詳細は17頁)<br/>                 ⑥医療費控除を受ける人<br/>                 →支払った医療費の領収書と計算した明細書</p> | <p>⑦寄附金控除を受ける人<br/>                 →寄附団体などが発行した証明書や領収書<br/>                 ⑧所得税の振替納税をする人<br/>                 →▽申告する本人の通帳▽通帳登録の印かん<br/>                 ⑨所得税の還付を受ける人<br/>                 →申告する本人の通帳</p> |
|--|--|--|